

## 団体総合生活補償保険のご案内

### 健康状態告知質問事項を改定しました！

質問数を削減・告知対象期間を短縮・女性固有の質問を廃止しました。

※既にご加入いただいている方へ：

現在、特定疾病等を補償対象外としてご加入されている方は、再告知することにより補償対象外の疾病等を削除することができます(再告知をしない限り、本条件は継続しますので、ご注意ください)。

### 健康状態告知についてのご案内をご覧ください！

大和ハウスグループの団体契約は  
団体割引等の適用により、

### 割安な保険料で安心の医療補償！

最大  
割引率  
62.2%

<傷害補償部分>

- ・団体割引30%
- ・大口契約割引10%
- ・損害率による割引40%

<疾病・がん補償部分>

- ・団体割引30%
- ・損害率による割引5%

を適用しています。

※最大割引率62.2%とは、傷害補償部分の団体割引30%と大口契約割引10%および損害率による割引40%を連乗したものです。

◆地震・津波等の天災によるケガも補償で安心！※天災危険補償特約をセット

◆自動セットの特定精神障害補償特約により該当する精神障害およびそれを原因として発病した疾病に対して保険金をお支払い！

<お手続きの方法>

専用ウェブサイトからお手続きください。

※加入内容に変更のない場合、お手続きは不要です。

従来のご加入内容で継続されますが、必ず保険料をご確認ください。

※Webシステムでお手続きができない場合は加入申込票の提出が必要となりますので取扱代理店までお問い合わせください。

- ・改姓などによる氏名の変更
- ・健康状態告知内容のみの変更 等



申込締切日：2024年7月31日(水)

\*募集期間以外の中途加入および退職以外の保険期間中の脱退は、原則できませんのでご注意ください。

保険期間(ご契約期間)：2024年10月1日午後4時～2025年10月1日午後4時

保険料控除：毎月の給与から控除、10月給与から控除開始

## 大和ハウス工業株式会社 人事部

☎お問い合わせ・ご相談は・・・

取扱代理店：大和ハウスインシュアランス株式会社

06-6944-0845 月曜～金曜(祝日除く) 10:00～16:00

〒540-0031 大阪市中央区北浜東4-33 北浜 NEXU BUILD 10階

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

関西企業営業第二部 営業第一課

050-3460-1013 月曜～金曜(祝日除く) 9:00～17:00

〒530-8555 大阪市北区西天満4-15-10

- このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。なお、当パンフレット(「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」等を含みます。)はお申込みいただきました後も大切に保管ください。専用ウェブサイトをご覧ください。印刷アウトのうえ大切に保管ください。
- この保険は大和ハウス工業株式会社を保険契約者とし、大和ハウスグループのうちグループ保険制度採用の会社の役員および従業員を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。
- 団体総合生活補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(大和ハウス工業株式会社)に交付されます。

# 補償内容

補償充実プラン  
八大疾病プラン  
入通院プラン

病気・ケガ		※天災によるケガも補償されます。	
入院	保険金額	補償内容	
	1日につき 入院保険金日額 選択 <input type="checkbox"/> 15,000円 <input type="checkbox"/> 10,000円 <input type="checkbox"/> 5,000円	病気	病気の治療のため、入院を開始した日から <b>1,095日</b> 内の入院を対象とし、その病気の治療のため入院したとき、1回の入院につき <b>最大365日</b> を限度にお支払いします。（日帰り入院もお支払いします）
手術	手術の種類により	ケガ	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日から <b>365日</b> 内の入院を対象とし、1事故につき <b>最大365日</b> を限度にお支払いします。（日帰り入院もお支払いします）
	入院保険金日額の <b>40・20・10倍</b>	病気	病気の治療のため、入院を開始した日から <b>1,095日</b> 内の入院中または保険期間中（入院しないとき）に約款所定の手術を受けた場合に <b>何度でも</b> お支払いします。（日帰り手術もお支払いします） ※レーザー・冷凍凝固による視力矯正のための眼球手術（レーシック手術など）は、疾病手術保険金のお支払い対象とはなりません。
通院	1日につき 通院保険金日額	ケガ	事故によるケガの治療のため、約款所定の手術を受けたとき、事故の発生の日から <b>365日</b> 内を対象とし、1事故につき <b>何度でも</b> お支払いします。（日帰り手術もお支払いします）
	<b>3,000円</b>	病気	病気の治療のため入院し、退院後 <b>180日</b> 内に通院したとき1回の入院につき <b>最大30日</b> を限度にお支払いします。
		ケガ	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて <b>180日</b> 内に、通院したとき <b>1事故につき最大90日</b> を限度にお支払いします。（入院の有無を問いません）

八大疾病		補償内容	
八大疾病一時金	保険金額 一時金として <b>100万円</b>	がん、急性心筋梗塞、脳卒中、糖尿病（糖尿病性網膜症または糖尿病性壊疽）、高血圧性疾患（大動脈瘤解離または大動脈瘤）、慢性腎不全、肝硬変、慢性肺炎を発病し、所定の手術や症状の診断がされた場合に一時金を支払います。詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。	

がん		補償内容	
がん入院	保険金額 1日につき がん入院保険金日額 <b>5,000円</b>	がんと診断確定され、入院したとき <b>日帰り入院から無制限</b> にお支払いします。	
がん手術	手術の種類により がん入院保険金日額の <b>40・20・10倍</b>	がんと診断確定され、がんの治療のため約款所定の手術を受けたとき <b>何度でも</b> お支払いします。	
がん退院時一時金	一時金として <b>10万円</b>	がんと診断確定され、14日以上継続して入院した後、生存して退院した場合、または、入院している日数が365日を超えた場合にお支払いします。1回の入院につき、1回のお支払いに限ります。	

**がんに関する補償について**

- ・**上皮内がん（上皮内新生物）も補償されます。**
- ・初年度契約の保険期間の開始時より前にがんと診断確定された場合またはがんと診断確定された時が**初年度契約の保険期間の開始時からその日を含めて90日**（待機期間といえます）を経過した日の翌日午前0時より前であったときは、保険金をお支払いできません。  
※病気による入院保険金、通院保険金、手術保険金についてはお支払いの対象となります。

（注）補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

**+** オプションAで補償をプラス

ケガによる  
死亡・後遺障害

保険金額		
セット番号1,2,3	セット番号4,5,6	セット番号7,8,9
<b>1,000万円</b>	<b>500万円</b>	<b>300万円</b>

補償内容

国内外を問わず、交通事故や職場・家庭等における、日常生活中の事故によるケガのために死亡したとき、また約款所定の後遺障害を被ったとき、その後遺障害の等級に対する保険金の支払割合に準じてお支払いします。

**+** オプションRで補償をプラス

先進医療の費用

保険金額
先進医療にかかわる技術料・交通費 <b>300万円上限（実額払）</b>

補償内容

身体障害を被り、その治療のため保険期間中に日本国内の病院等において先進医療を受けたとき、先進医療に要した費用と約款所定の交通費など負担した実額を、保険金額を限度にお支払いします。

通常、各種保険金のご請求をいただく場合は、引受保険会社から保険金をお支払いするまで一時的にお客さまご自身で費用等の立替えが必要ですが、先進医療にかかる費用（技術料）は高額になるケースもあるため、お客さまに代わり、費用（技術料）を直接病院にお支払いをすることができます。

【先進医療費用の病院直接支払をご利用にあたりご注意ください】

- ・以下の条件を満たすことが必要となります。
- 保険金支払対象であり、先進医療の費用（技術料）が10万円以上かつ先進医療費用保険金支払限度額の範囲内であること
- 先進医療を受ける前に引受保険会社にお申し出があり、かつ確認のための引受保険会社所定の書面のご提出があること（ご提出いただいた書面に基づき、事前に病院に内容確認をさせていただきます）

（注）ただし、病院が直接支払の実施に同意いただけない場合や保険金お支払いのための内容確認で相当の時間を要する等治療の妨げになるおそれのある場合等は、病院直接支払をご利用いただけない場合がありますのであらかじめご了承ください。

● 加入者の3人に2人が補償充実セットに加入しています。

# 月払保険料

❗ 下記1~9以外のセットにご加入の方は、P.4以降の保険料表をご確認ください

大和ハウスグループ  
最大割引率  
62.2%

セット名	病気・ケガ 入院保険金日額 15,000円			病気・ケガ 入院保険金日額 10,000円			病気・ケガ 入院保険金日額 5,000円			
	入院プラン 1	八大疾病プラン 2	補償充実プラン 3	入院プラン 4	八大疾病プラン 5	補償充実プラン 6	入院プラン 7	八大疾病プラン 8	補償充実プラン 9	
入院 (病気・ケガ)	1日につき入院保険金日額15,000円			1日につき入院保険金日額10,000円			1日につき入院保険金日額5,000円			
手術 (病気・ケガ)	手術の種類により60・30・15万円			手術の種類により40・20・10万円			手術の種類により20・10・5万円			
通院 (病気・ケガ)	1日につき通院保険金日額3,000円			1日につき通院保険金日額3,000円			1日につき通院保険金日額3,000円			
八大疾病一時金	—	一時金として100万円	一時金として100万円	—	一時金として100万円	一時金として100万円	—	一時金として100万円	一時金として100万円	
がん入院	疾病入院保険金にプラスしてお支払い		1日につき5,000円	—	—	1日につき5,000円	—	—	1日につき5,000円	
がん手術	疾病手術保険金にプラスしてお支払い		手術の種類により20・10・5万円	—	—	手術の種類により20・10・5万円	—	—	手術の種類により20・10・5万円	
がん退院時一時金	—	—	一時金として10万円	—	—	一時金として10万円	—	—	一時金として10万円	
2024年10月1日時点の満年齢	1~4才	4,140円	4,330円	4,370円	2,950円	3,140円	3,180円	1,760円	1,950円	1,990円
	5~9才	2,030円	2,220円	2,250円	1,510円	1,700円	1,730円	990円	1,180円	1,210円
	10~14才	1,850円	2,040円	2,070円	1,390円	1,580円	1,610円	910円	1,100円	1,130円
	15~19才	1,730円	1,920円	1,950円	1,300円	1,490円	1,520円	870円	1,060円	1,090円
	20~24才	1,960円	2,150円	2,180円	1,460円	1,650円	1,680円	950円	1,140円	1,170円
	25~29才	2,500円	2,690円	2,720円	1,830円	2,020円	2,050円	1,160円	1,350円	1,380円
	30~34才	2,940円	3,130円	3,180円	2,140円	2,330円	2,380円	1,340円	1,530円	1,580円
	35~39才	3,010円	3,370円	3,460円	2,180円	2,540円	2,630円	1,340円	1,700円	1,790円
	40~44才	3,000円	3,600円	3,740円	2,170円	2,770円	2,910円	1,340円	1,940円	2,080円
	45~49才	3,520円	4,520円	4,760円	2,530円	3,530円	3,770円	1,530円	2,530円	2,770円
	50~54才	4,640円	6,120円	6,530円	3,290円	4,770円	5,180円	1,930円	3,410円	3,820円
	55~59才	6,200円	8,520円	9,120円	4,350円	6,670円	7,270円	2,500円	4,820円	5,420円
	60~64才	8,780円	12,450円	13,340円	6,110円	9,780円	10,670円	3,440円	7,110円	8,000円
65才	12,010円	17,370円	18,630円	8,310円	13,670円	14,930円	4,590円	9,950円	11,210円	
66~69才	継続のみ※ 12,010円	継続のみ※ 17,370円	継続のみ※ 18,630円	継続のみ※ 8,310円	継続のみ※ 13,670円	継続のみ※ 14,930円	継続のみ※ 4,590円	継続のみ※ 9,950円	継続のみ※ 11,210円	

※ 継続時のセット変更が可能です。

## オプションA

ケガによる死亡・後遺障害	保険金額 1,000万円 (ご加入いただけるセット番号1、2、3)	保険金額 500万円 (ご加入いただけるセット番号4、5、6)	保険金額 300万円 (ご加入いただけるセット番号7、8、9)
	610円	300円	180円

## オプションR

先進医療の費用	保険金額 300万円上限 (実額払)
	40円

【病気による入院】支払対象期間：1,095日、支払限度日数：365日、免責期間：0日 【ケガによる入院】支払対象期間：365日、支払限度日数：365日、免責期間：0日  
 【病気による通院】支払対象期間：180日、支払限度日数：30日、免責期間：0日 【ケガによる通院】支払対象期間：180日、支払限度日数：90日、免責期間：0日  
 【がんによる入院】支払対象期間：無制限、支払限度日数：無制限、免責期間：0日

- 天災危険補償特約をセットした保険料です。また、傷害補償部分の割引率は団体割引30%（被保険者数10,000名以上）、大口契約割引10%、損害率による割引40%、疾病・がん補償部分の割引率は団体割引30%（被保険者数10,000名以上）、損害率による割引15%を適用しています。
- 最大割引率62.2%とは、傷害補償部分の団体割引30%と大口契約割引10%および損害率による割引40%を連乗したものです。
- ご契約開始の際、被保険者数が10,000名未満になった場合は、保険料を変更させていただきます。
- 満66才以上の方は継続のみとなります。ただし継続時にセットの変更は可能です。（補償の拡大等がなければ告知は不要です。）
- 先進医療とは、将来的な保険導入のための評価が必要なものとして、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、医療技術ごとに定める施設基準に適合した病院等が届出により行うものに限られますので、対象となる医療行為、医療機関および適応症等は限定されています。診察・検査等一般の保険診療と共通する部分は公的医療保険制度の対象（保険診療）となりますが、先進医療にかかわる費用は全額自己負担（保険対象外）です。  
 （注1）医療機関によって、技術料（自己負担額）は異なります。（注2）先進医療の承認状況は変わることがあります。下記（※）を参照ください。  
 （※）先進医療の詳細は厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniro/index.html>）または「先進医療情報サイト」（sensiniro.org）をご覧ください。

<団体総合生活補償保険サービス> 団体総合生活補償保険に加入された被保険者（補償の対象となる方）は「生活安心サポート」・「医療カウンセリングサービス」・「健康安心サポート」のサービスをご利用いただけます。サービス内容の詳細およびご利用方法につきましては、「団体総合生活補償保険サービスのご案内」をご確認ください。また、電話番号およびサービスご利用番号はご加入後に交付される加入者証に記載されます。

# 団体総合生活補償保険 ご加入要領

(疾病補償特約・傷害補償 (MS&AD型)特約・がん補償特約)

## 保険期間 (ご契約期間)

2024年10月1日午後4時から1年間

## 配当金

配当金はありません。

## 加入資格

本人：大和ハウスグループのうちグループ保険制度採用の会社に在職中の役員および従業員の方で、満15才以上満65才以下の方。

配偶者：本人の配偶者で、満18才以上満65才以下の方。

子ども：本人および配偶者の子どもで、満1才以上満65才以下の方。

※本人に加入資格があれば、本人・配偶者・子どもは満70才（最終更新時満69才）まで継続してご加入いただけます。

※年齢は、2024年10月1日時点の満年齢。

- ①一旦加入すれば、その後病気になられても同額または、それ以下の補償額で継続加入できます。  
(ご注意) 保険金請求事故が多発した場合など、引受保険会社からご継続をお断りすることがあります。
- ②本人としての加入資格を有する配偶者は本人として加入ください。同一人が本人・配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。
- ③配偶者・子どものみでも加入いただけます。
- ④保険期間中に本人が死亡等の事由により資格を失った場合は、配偶者・子どもも脱退となります。
- ⑤加入者が退職・転籍出向などで上記加入資格を失われた場合には、当制度からの脱退手続きが必要です。

## ご注意

## 退職後の取扱い

退職時に移行後の引受保険会社所定の条件を満たす場合に、退職時における補償内容の範囲内で、改めて健康状態についての告知を行なうことなく終身の個人保険に移行いただけるお取扱いがあります。

※個人保険の内容は、損害保険の団体契約と異なります。個人保険の内容（補償範囲、保険金額等）・手続き・移行後の引受保険会社等の詳細については、移行時にご案内いたします。

※本取扱いは、移行後契約の契約日時点の年齢が75才以下（終身払の場合は、85才以下）で団体総合生活補償保険に2年以上ご加入いただいている方が対象となります。

※本取扱いは今後変更となることがあります。

なお、本取扱いについては取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。別途お手続きをご案内いたします。

## 自動継続について

ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満69才まで保険契約の満了する日と同一内容(※)で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。

(※) 傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

(ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについて、引受保険会社からご加入をお断りすることがあります。

## 始期前発病について

保険期間の開始時(注)より前に発病した病気の治療を目的とした入院・手術については、保険金をお支払いできません。

※上記の取扱いは、保険期間の開始時(注)より前の発病について正しく告知して加入した場合や、特別な条件付きで加入した場合でも、保険金支払対象外となる場合があります。ただし、保険期間の開始時(注)からその日を含めて365日を経過してからの入院・手術等は保険金をお支払いできることがあります。

(注) 継続加入の場合は継続されてきた最初の保険期間をいいます。

## 他の保険契約等に関する告知義務・引受条件等について

- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項としてWEBサイトの画面より入力していただきます。正しく入力しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 健康状態告知書質問事項の回答内容やWEBサイトへの入力事項（年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

## 健康状態の告知について

新規ご加入時、または継続時に増額セットに変更される場合は健康状態を告知していただきます。健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や、回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(注)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時(注)から1年を経過していても、回答がなかった事実、または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時(注)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

(注) 継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時となります。

## 特定の疾病を補償対象外とする条件付きでご加入いただいている場合

必ず現在の契約内容・告知内容をご確認ください。補償内容の変更がない場合でも、治療または診断等を受けてから一定期間経過していると再度健康状態を告知していただくことにより、「補償対象外疾病群」または「補償対象外疾病名」の登録内容を削除できる場合があります。また2024年度から健康状態告知質問事項が変更になりました。詳細につきましては「健康状態告知についてのご案内」をご参照ください。ただし、保険期間(2024年10月1日)の開始時より前に原因が発生した病気やケガについては、保険金をお支払いできません。

(注) 補償内容の変更がなく「補償対象外疾病群」「補償対象外疾病名」のみを変更する場合は、専用WEBサイトでのお手続きができませんので、取扱代理店までご連絡ください。

数年前に告知した際、質問2の「過去5年以内に入院したことがある」に該当したため特定疾病を補償対象外とする条件付きで加入したが、現時点で告知すればすべての告知回答が「いいえ」となるケース

## ご注意

例えばこんな場合

